

令和7年11月17日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

所得税法 理論サブノート

訂正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2026年 税理士試験受験対策シリーズ

所得税法 理論サブノート (2025年8月21日第25版発行)

ISBN 978-4-86783-209-7

訂正内容

| 訂正頁・行 | 訂正箇所 |
|--------|--|
| P. 105 | 問題 3-8[4] 用語の意義 (2) 扶養親族 3～4行目 ～～～、合計所得金額が <u>48万円以下</u> である者をいう。 ↓ ～～～、合計所得金額が 58万円以下である者をいう。 (3) 同一生計配偶者 2行目 ～～～、合計所得金額が <u>48万円以下</u> である者をいう。 ↓ ～～～、合計所得金額が 58万円以下である者をいう。 |